

参考

現行の「消費者基本計画」

「消費者基本計画」とは

- 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、
 - ①長期的に講ずべき消費者政策の大綱、②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画（消費者基本計画）を策定することとされている（消費者基本法第9条）。
- 策定手続：消費者政策会議が、消費者委員会の意見を聴いて「消費者基本計画」の案を作成し、閣議決定。



現行の「消費者基本計画」について

消費者基本法の基本理念である「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を踏まえ、消費者政策の基本的方向と重点事項を提示（対象期間：平成17年度～21年度（5か年計画））

基本的方向

- 消費者の安全・安心の確保
- 消費者の自立のための基盤整備
- 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応

重点事項

- リコール制度の強化・拡充
- リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進
- 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進
- 分野横断的・包括的な取引ルールづくり
- 消費者団体訴訟制度の導入
- 学校や社会教育施設における消費者教育の推進
- 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進
- 消費者からの苦情相談の活用
- 緊要な消費者トラブルへの対応

これらの重点事項に対応する施策をはじめ、5年間に重点的に講ずべき具体的施策として121の事項を実施時期とともに明示

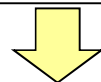
- 消費者政策の実施状況については、消費者政策会議が検証・評価・監視することとされており（消費者基本法第27条）、毎年、重点的に取り組むべき施策を中心に「消費者基本計画」の進捗状況を検証・評価・監視し、消費者をめぐる現状を踏まえた施策を追加又は施策の修正をしている。

新たな「消費者基本計画」の策定について

別紙1

消費者行政の新たな展開

消費者の立場に立つ新たな消費者行政の体制として、「消費者庁」及び「消費者委員会」を設置
＝消費者行政の新たな展開



消費者の安全・安心の確保

- ①消費者行政一元化の中での重要な視点:「一元的・横断的な視点」「事故の発生をなくしていく視点」「被害に遭いやすい生活弱者に配慮する視点」
- ②社会全体の中で、それぞれの取り組むべき課題と役割・責務:消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、行政機関、司法機関等
(国民生活審議会「消費者の安全・安心の確保に向けた総合的な取組の推進について(意見)」(平成21年7月))



－基本的な方向性と課題－

①事故の未然防止、再発・拡大防止

- ・ 情報集約システムの構築・運用
- ・ 事故原因究明の体制の強化等
- ・ すき間事案に対する消費者庁の積極的な対応

など

②地方消費者行政の充実支援・環境整備

- ・ 集中育成・強化期間における基金の活用
- ・ その後の期間における支援策の検討
- ・ 消費生活センター相談員の待遇改善

など

③被害者救済等

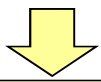
- ・ 被害者救済制度の検討
- ・ 政府が一体となった、多重債務者対策の検討

など

④消費者の自立支援

- ・ 学校・地域等のあらゆる場面で、関係省庁が連携して消費者教育の推進を実施
- ・ リスクコミュニケーションの充実
- ・ 消費者団体への支援 など

食品安全の確保、高齢者を狙った悪徳商法、消費者行政の推進など省庁横断的な問題について、政府一体となった取組み



消費者庁及び消費者委員会が司令塔として、「消費者基本計画」に掲げる具体的施策の実施を通じて、政府を挙げて消費生活の問題の解決に総合的抜本的に取り組む

新たな「消費者基本計画」に盛り込むべき施策の例

※ 以下の施策の例は、国民の皆様は新たな「消費者基本計画」に盛り込むべき施策のイメージをお示しし、ご意見提出の参考としていただくためのものであり、新たな「消費者基本計画」に盛り込まれることが確定しているものではありません。

1 事故の未然防止、再発・拡大防止

(1) 消費者被害の未然防止

＜例＞

- ・ 消費者被害の発生に至るまでの実態調査

(2) 情報集約システムの構築・運用

＜例＞

- ・ 事故情報の報告方法の見直し
- ・ 事故情報の速やかな公表に向けた制度の検討
- ・ 国際的な安全ネットワークの構築
- ・ 消費者による情報へのアクセス方法

(3) 事故原因究明の体制の強化等

＜例＞

- ・ 事故情報の収集・分析や検査に関する総合的な機関
- ・ 消費者庁における高度な事故の分析能力がある人材の確保
- ・ 事故情報データベースの運用方法の検討

(4) 安全の確保

＜例＞

- ・ 食品に係る情報開示の見直し
- ・ トレーサビリティ・システムの制度充実・普及促進
- ・ 食品の偽装表示に対する制裁措置
- ・ PL法に関する検証

(5) その他

＜例＞

- ・ 短期間の家賃滞納を理由に強制退去を迫る等の「追い出し屋」への対策

(6) 法執行の在り方

＜例＞

- ・ 共管法律（作用法）の執行状況の検証

2 地方消費者行政の充実支援・環境整備

(1) 地方消費者行政の充実・強化

＜例＞

- ・ 地方自治体の消費者窓口の充実
- ・ 地方消費者行政担当者の教育の支援

- ・地方自治体のＡＤＲ機能の強化の支援
- ・消費者ホットラインの運用状況の検証

(2) 集中育成・強化期間における基金の活用

<例>

- ・地方消費者行政活性化基金を活用した地方消費者行政・消費生活相談体制の充実

3 被害者救済等

(1) 被害者救済制度の検討等

<例>

- ・法律の整備に向けた検討
- ・多重債務問題への対応

(2) 緊要な消費者トラブルへの対応

<例>

- ・ＦＸ、振込み詐欺等金銭に係る消費者トラブルへの対応
- ・未公開株をめぐる消費者トラブルへの対応

4 消費者の自立支援

(1) 消費者教育の推進

<例>

- ・消費者の自立支援（消費者教育の推進）

(2) リスクコミュニケーションの充実

<例>

- ・リスクコミュニケーションの充実

(3) 消費者団体への支援

<例>

- ・適格消費者団体への支援の在り方の見直し

(4) 規格の充実

<例>

- ・高齢者・障害者・妊婦・乳幼児等に配慮した標準化の推進

(5) 広告その他の表示の適正化等

<例>

- ・食品表示の在り方についての検討

(6) 消費者の意見の反映及び透明性の確保

<例>

- ・パブリックコメントの制度についての検討

(7) CO2削減に向けた取組み

<例>

- ・過度な包装をなくすための取組みについての検討